

仕 様 書

1 件名

文化センター消防用設備保守点検委託

2 対象施設及び対象設備

別紙 1 及び別紙 2 及び定期点検一覧のとおり

3 業務内容

受託者は、対象設備の機能保全のため、消防設備士又は消防設備点検資格者を派遣し、消防法、同法施行令及び同法施行規則に定める所定の点検を行うこと。また、必要に応じて各文化センターが実施する防災訓練に立ち会うこと。

(1) 受託者の点検回数は、別紙 2 のとおりとする。点検時期は、原則として、総合点検を 6 月から 8 月まで、外観機能点検を 1 0 月から 1 2 月までに実施するものとする。

(2) 点検日程は、各文化センター所長と事前に協議し、取りまとめた予定表を地域コミュニティ課コミュニティ推進係へ提出すること。

(3) 点検結果の報告書は、点検終了後速やかに、紙媒体で 2 部提出すること。なお、委託者が提供する「文化センター消火器一覧表」を最新情報に更新の上、後期点検の結果報告書提出時に電子データで提出すること。

(4) 受託者は、報告書を市及び関係官庁に提出することにより点検を完了したものとし、市は、受託者の作業を確認の上、受託者が提示する点検票に点検完了承認の押印をする。

(5) 点検結果については、報告書提出の際に、機器の故障、破損、取替えの必要性その他の異常等を口頭で詳細に説明すること。

(6) 設備の維持管理に関する責任は、市に帰属するものとする。

(7) 必要に応じて、各文化センターの建築物調査に協力すること。

4 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と受託者が協議の上、決定する。